

令和7年2月

お客様各位

会津信用金庫

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が一体となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、下記の取組みを行うこととしましたので、お知らせします。

当金庫は引き続き「手形・小切手機能の全面的な電子化」を通して、お客様の利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1)当座預金の新規開設の中止	当座預金の新規口座開設を停止します。決済用資金をお預入れいただく場合は「決済用普通預金」または「普通預金」のご利用をお願いします。なお、すでに当座預金をお持ちのお客様は引き続きご利用可能です。
(2)令和9年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止	令和9年4月1日以降を期日とする手形等(先日付小切手を含む)の代金取立の受付を停止します。手形等をお持ちのお客様は令和7年3月31日(月)まで取引店にお持ち込みください。
(3)手形・小切手の発行受付を終了	当座預金口座をお持ちの全てのお客様を対象に、手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了します。

2. 実施日

(1)、(2)につきましては、令和7年4月1日(火)から実施させていただきます。

(3)につきましては、令和8年3月31日(月)をもって取扱いを終了させていただきます。

※令和8年4月1日(水)以降、手元に残った小切手・約束手形は継続して利用可能です。

3. 手形・小切手機能の全面的な電子化について

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管にかかる事務負荷の軽減や印紙税の削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。代替手段として、電子記録債権(でんさいネットサービス)やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。

以上